

2004年12月21日
環境省廃棄物・リサイクル対策部自動車リサイクル対策室
経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室

自動車リサイクル法におけるリサイクル料金負担の 恣意的な転嫁の禁止について

- 最終所有者の特定とリサイクル料金負担の考え方 -

1. リサイクル料金の預託時期及びリサイクル料金の負担の考え方について

- 自動車リサイクル法におけるリサイクル料金の預託時期は、以下の通りとなっている。

2005年1月1日以降に新たに新車を購入する場合	新車購入時に預託
2005年1月1日の時点で既に販売されている場合	2005年1月1日以降に車検を受ける場合：最初の車検時まで預託
	2005年1月1日以降に車検を受けずに廃車する場合：廃車時に預託

- また、リサイクル料金預託済みの自動車を中古車として売買する場合、譲渡を受けた新所有者が、譲渡した旧所有者に対し、車両価値金額に加えリサイクル預託金相当額（ 1 ）も中古車売買代金の中に含めて支払うことが必要。

1：リサイクル預託金相当額＝シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金の合計額

- 以上を踏まえれば、最終的なリサイクル料金の負担については以下のように整理される。

リサイクル料金未預託の自動車を使用済みにする場合	使用済みとする者が最終所有者としてリサイクル料金を預託する必要あり
リサイクル料金預託済みの自動車を使用済みにする場合	使用済みとする者が最終所有者としてリサイクル預託金相当額を負担〔車両購入時に前の所有者に支払い済み〕（ 2 ）

2：リサイクル料金預託済みの自動車についても、使用過程にエアコンを後付装備した場合など、使用済自動車を引取業者に引き渡す時点で、一部にリサイクル料金未預託の装備がある場合は、これに関するリサイクル料金の預託が必要。

2. 自動車の引き渡しにおける留意点

- 自動車を、中古車として譲渡するのか、使用済自動車として引き渡すのか、については、当該自動車の所有者の意志に基づき決定されることが基本であるが、これに加えて客観的な事実というのも当然に判断材料となると考えられる。

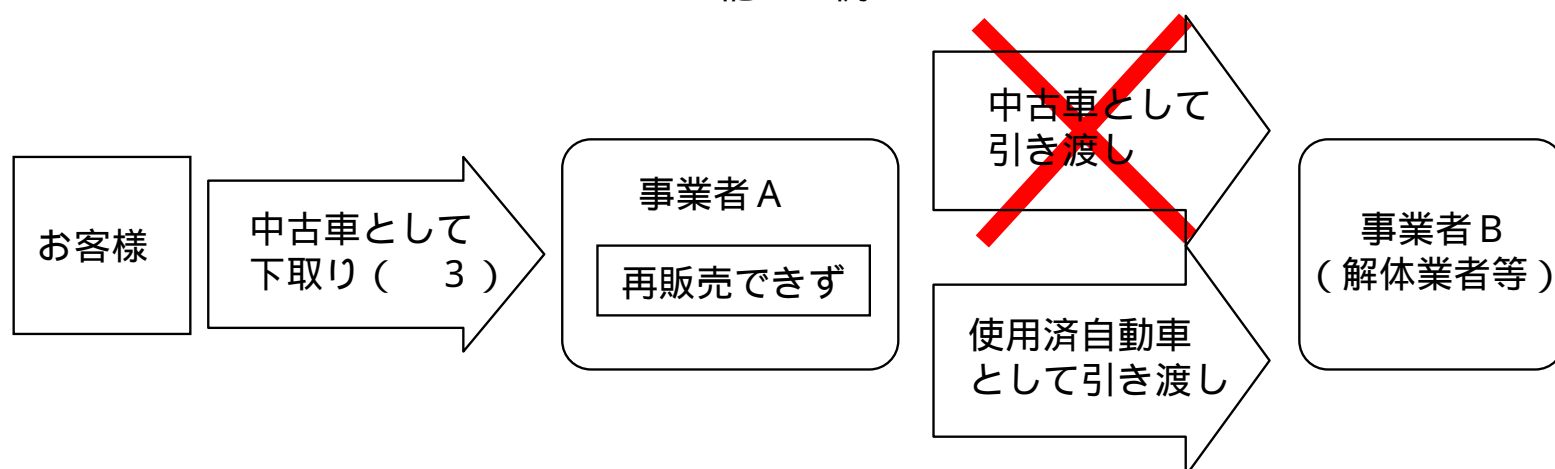
例えば、事業者が中古車として下取った自動車に関し以下のような引き渡しを行う場合は、客観的には使用済自動車を引き渡していると判断される。このため、上記の表にある通り引き渡す者が最終所有者としてリサイクル料金を預託あるいはリサイクル預託金相当額を負担すべきであり、これを恣意的に中古車として譲渡した形をとりリサイクル料金に関する負担を先送りすること（次の事業者にリサイクル料金を持たせること）は不適当であることにご留意頂きたい。

なお、以上のような恣意的な取引を次事業者に対し強制する場合、独占禁止法に基づき禁止されている「不公正な取引方法（優越的地位の濫用）」に該当する可能性があることにも留意。

[客観的に使用済自動車の引き渡しと判断される例]

事業者Aがお客様から中古車として下取ったものの、その後中古車として販売できずに解体業者等のその他の事業者Bに引き渡す場合
オークション会場にて取引が成立しなかった自動車をそのまま解体業者等に引き渡す場合
事故車等についてそのまま使用済みとするために解体業者等に引き渡す場合

< 上記 の例 >



3：事業者Aが中古車として下取った場合であっても、客観的に使用済自動車を引き取ったと判断される場合も存在。この場合、事業者Aが引取業の登録を受けていない場合は、自動車リサイクル法の無登録営業となり罰則が適用される。事業者Aが登録を受けた引取業者の場合は、引取業者としての行為義務を履行していないこととなり都道府県知事等による勧告・命令の対象となる。

- なお、本資料はあくまで客観的に使用済自動車の引渡しと判断される場合に、これを中古車として譲渡した形をとることでリサイクル料金に関する負担を先送りすることを不適当と整理することを趣旨とするものであり、中古車売買自体を規制するものではないことに留意頂きたい。